

令和3年12月20日
障 害 福 祉 部

指定障害児通所支援事業所の行政処分に伴う給付費返還の完了について

1 主旨

令和2年12月1日の福祉保健常任委員会に報告した「指定障害児通所支援事業所（2事業所）の指定取消」について、当該2事業所及び、区民が利用していた区外の2事業所（計4事業所）が不正に受領していた障害児通所給付費等に関し、区への返還が完了したため報告する。

2 これまでの経過

令和2年4月に、区が児童相談所設置自治体となったことに伴い、東京都が行ってきた障害児入所施設及び障害児通所支援事業等の指定や監査等の権限が、区に委譲された。

令和元年度中に東京都が検査・監査対応してきた案件のうち、区内2事業所については、区が引き続き監査を行った結果、不正な手段による指定申請、不正請求、不正又は著しく不当な行為が認められたため、児童福祉法（昭和22年12月12日法律第164号。以下「法」という。）第21条の5の24第1項に基づき指定を取消す処分を行った。（区外2事業所については、東京都により処分。）

| | |
|----------|-------------------|
| 令和元年11月～ | 監査（令和2年4月以降は世田谷区） |
| 令和2年 8月～ | 事業者による利用者説明や対応 |
| 11月25日 | 指定取消処分の決定 |
| 11月30日 | 指定取消 |

3 事業者の名称・代表者・所在地

- (1) 名 称 株式会社プレミア・ケア
- (2) 代表者 代表取締役 関根 浩
- (3) 所在地 東京都千代田区麴町二丁目4番1号

4 給付費返還対象事業所名等

(1) 区内事業所

| | | |
|---------|-----------------------------------|--|
| 対象事業所 | プレミア・ケア・ジュニア 世田谷店 | プレミア・ケア・ジュニア 芦花公園店 |
| 所在地 | 東京都世田谷区梅丘一丁目 26番5号 第一小山ビル1階 | 東京都世田谷区南烏山一丁目 16番19号 シティハイツ南原104 |
| サービスの種類 | 児童発達支援 放課後等デイサービス | 児童発達支援 放課後等デイサービス |
| 指定年月日 | 平成25年11月1日 | 平成26年7月1日 |
| 指定取消年月日 | 令和2年11月30日 | 令和2年11月30日 |
| 定員 | 10名 | 10名 |

(2) 区外事業所

| | | |
|---------|-----------------------|-----------------------------------|
| 対象事業所 | プレミア・ケア・ジュニア 代田橋店 | プレミア・ケア・ジュニア 四ツ谷店 |
| 所在地 | 東京都杉並区和泉一丁目 19番13号 | 東京都新宿区四谷三丁目 1番4号 齋藤ビルディング2階 |
| サービスの種類 | 児童発達支援 放課後等デイサービス | 児童発達支援 放課後等デイサービス |
| 指定年月日 | 平成25年9月1日 | 平成28年12月1日 |
| 指定取消年月日 | 令和2年11月30日 | 令和2年11月30日 |
| 定員 | 10名 | 10名 |

5 返還金額

(1) 総額 116,779,142円

(給付費返還額 80,369,217円 加算金 32,146,600円) ※1
(給付費過誤納額 4,263,325円) ※2

※1 確定した給付費返還額に加算金として100分の40を乗じた金額を徴収した。(法第57条の2第2項)

※2 個別支援計画の未作成について、不適正な請求が認められたため、別途過誤納として返納させた。

(2) 返還内訳

- ①プレミア・ケア・ジュニア世田谷店 45,792,254円
(内訳 給付費返還額 31,122,392円 加算金 12,448,539円)
(給付費過誤納額 2,221,323円)
- ②プレミア・ケア・ジュニア芦花公園店 50,547,497円
(内訳 給付費返還額 35,057,663円 加算金 14,022,652円)
(給付費過誤納額 1,467,182円)
- ③プレミア・ケア・ジュニア代田橋店 16,860,960円
(内訳 給付費返還額 11,684,968円 加算金 4,673,785円)
(給付費過誤納額 502,207円)
- ④プレミア・ケア・ジュニア四ツ谷店 3,578,431円
(内訳 給付費返還額 2,504,194円 加算金 1,001,624円)
(給付費過誤納額 72,613円)

6 事業者への指導及び利用者への支援について

区では、指定取消し後の利用者の通所先について適切な措置を講じるよう、事業者へ指導を行った。また、区外事業所を利用している障害児もいることから、関係自治体に情報提供したうえ、必要な支援が途切れることのないよう関係所管と調整を行った。その結果、令和3年8月までに利用者全員の移行先調整が完了している。

7 再発防止について

定期的に各事業所を訪問して責任者との面接等を行い、人員や運営の実態等について把握する。こうした訪問を通じて、責任者や支援担当者と直接対話する機会を増やし、日々の運営での疑問等を気軽に区に相談できる状況を作りながら、事業所との信頼関係を構築し、不適切な運営を予防していく。

その上で、利用者支援や職員配置等について不正が疑われる場合には、法に則り迅速かつ厳正に監査を実施し、重大な違反等が認められれば必要な行政処分を行っていく。あわせて、集団指導等の活用、東京都や関係自治体との連携を一層強化することにより、障害児通所支援事業所のサービスの質の向上に取り組む。

8 その他

障害児通所給付費については、法第53条に基づき国が二分の一、法第55条に基づき、都が四分の一を負担している。そのため、返還金額のうち、法第57条の2第2項による加算金を除いた金額の二分の一（42,316,272円）を国、四分の一（21,158,136円）を都に返還する。

9 今後のスケジュール（予定）

令和4年2月 第1回区議会定例会に補正予算案を提出